

亀農第01-1922号
令和7年11月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	神辺地区 (落針、道野、太岡寺、朝明山、小野古里、木下、山下、会下地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(山下、木下、太岡寺、朝明山、小野古里(田))

当該地区では担い手を中心に水稻を主要作物として作付けをしている。担い手の多くが60代以上と高齢化が進行していることから、今後も継続して農業を行うためには後継者の育成や地域外から新たな担い手を確保する必要がある。

(小野古里(畑)、会下)

茶園を中心に畠地が広がっているが、近年担い手の減少により保全管理地が多くを占め、荒廃農地も拡大している。一方で、維持管理していた農地の一部を地域外の担い手が作付けを実施することから引き続き新たな担い手を確保できるよう維持管理を行うことが重要である。

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、今後、耕作できなくなる農地は段階的に地域内外の担い手に渡し、地域農業を維持継続していく。

畠地については、担い手を確保できるよう可能な限り維持管理を行い、担い手が確保でき次第、作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・集落の内外で農地拡大意欲を示す担い手を確保し集積、集約しつつ、地域全体で支えていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用した権利設定を行い、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

予定なし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

兼業農家等を地域の担い手として確保しつつ、地域外からも担い手を確保することで、地域の農業を継承し担い手の発展に繋げる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵を設置している箇所は引き続き維持管理していく。

⑦一部地域については、多面的機能支払交付金を継続して活用し維持をしていく。